

## 訪問介護サービス重要事項説明書

あなたに対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号8条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1 サービス提供責任者

電話番号	0948-28-2105
氏名	白川 泰男

### 2 事業所の概要

事業所名	ヘルパーステーション ひいろ
所在地	福岡県飯塚市潤野23-43
事業者指定番号	4071804522
サービス提供地域	飯塚市・嘉麻市・桂川町・小竹町

### 3 事業所の職員体制

(令和7年4月1日現在)

従業員の種類	員数	備考
管理者	1名	
サービス提供責任者(介護福祉士)	2名	
訪問介護員(ヘルパー) 介護福祉士	3名	
訪問介護員(ヘルパー) 養成研修1級課程を修了した者	1名	
訪問介護員(ヘルパー) 養成研修2級課程を修了した者	3名	

### 4 営業日及びサービス提供時間

営業日	年中無休
サービス提供時間	午前6時～午後10時

### 5 訪問介護サービスの内容 (第4条関係)

(1) 提供するサービスの内容は次のとおりです。

提供するサービスの種類	内 容	提供内容・時間帯・曜日・回数
身体介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事の介護</li> <li>・ 排泄介護</li> <li>・ 衣類着脱介護</li> <li>・ 入浴、身体の清拭、洗髪介護</li> <li>・ 通院等の介護</li> <li>・ その他必要な身体の介護</li> </ul>	居宅介護支援事業者が計画する居宅サービス計画書・毎月のサービス利用票のとおり
生活援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調理、衣類の洗濯・補修</li> <li>・ 部屋の掃除、整理整頓</li> <li>・ 生活必需品の買い物</li> <li>・ 関係機関との連絡・相談など</li> <li>・ その他必要な家事</li> </ul>	居宅介護支援事業者が計画する居宅サービス計画書・毎月のサービス利用票のとおり

## 6 利用料金

### (1) 利用料金・利用者負担金

- ・ 介護保険の適用がある場合は、料金表の利用料金の1割が利用者負担金となります。

【料金表：利用料金一昼間（午前8時～午後6時）】

	30分未満 (巡回型)	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 (30分増すごとに)
身体介護	2,540円	4,020円	5,840円	830円を追加
生活援助	—	2,290円	2,910円	—
初回加算	1月につき 2,000円			
緊急時訪問加算	1回につき 1,000円			

- ・ 介護保険の適用がない場合や介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、全額が利用者の負担となります。
- ・ 利用料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。
- ・ 上記料金算定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅介護支援計画に定められた目安の時間を基準とします。
- ・ 利用者負担金額は居宅介護支援事業者が毎月計画する、サービス利用票別の当事業所の利用者負担欄の額となります。

### (2) 交通費

- ・ 2のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
- ・ それ以外の地域の方は交通費の実費が必要となります。

### (3) キャンセル料

お客様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、不要です。

利用日の前日午後 5 時 30 分までに連絡があった場合	無 料
利用日の前日午後 5 時 30 分までに連絡がなかった場合	利用料金の 10%

キャンセルが必要となったときは至急ご連絡ください。

連 絡 先	0 9 4 8 - 2 8 - 2 1 0 5
-------	-------------------------

- ・ キャンセル料は利用者負担金の支払いに合わせてお支払い頂きます。

#### (4) 料金のお支払い方法

- ・ 事業者は、当月の料金合計額の請求書に明細を付して、翌月 10～20 日までに請求をいたしますので、末日までに口座振込・口座引き落としまたは集金人へお支払いください。
- ・ 事業者は、利用者から料金の支払を受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

#### (5) その他

- ① サービスの実施に必要な居宅の水道・ガス・電気・電話等の費用はお客様の負担となります。
- ② サービス提供証明書の発行について  
お客様からご依頼があれば、提供した訪問介護サービスの種類・内容・利用単位・費用等を記入したサービス提供証明書を発行します。

### 7 事業の目的と運営方針

#### (1) 事業の目的

ヘルパーステーションの訪問介護員(ヘルパー)が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的としています。

#### (2) 運営の方針

訪問介護員(ヘルパー)は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

また、関係市町村および地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

### 8 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・ご家族・介護支援事業者などへ連絡をします。

主治医	病院名	
	氏名	
	住所	
	電話番号	
ご家族	氏名	
	住所	
	電話番号	

## 9 サービス内容に関する相談・苦情の受付先

当事業所お客様相談窓口	ヘルパーステーションひいろ ご利用時間 午前8時45分～午後5時45分 (土日を除く) ご利用方法 電話番号0948-28-2105
保険者(飯塚市)	ご利用時間 午前8時30分～午後5時 (土日・祝祭日を除く) ご利用方法 電話番号0948-22-5500
福岡県国保連合会 介護保険課	ご利用時間 午前8時30分～午後5時 (土日・祝祭日を除く) ご利用方法 電話番号092-642-7800

## 10 事業者(本社)の概要

法人種別・名称	一般社団法人 ふくしやねっと
代表者名	織間 修
本社所在地・連絡先	(住所) 福岡県飯塚市鹿毛馬1688番地28 (電話番号) 0948-92-6410 (ファックス) 050-3730-9912

## 11 その他

- (1) 利用者が訪問介護員(ヘルパー)の交代を希望される場合は、できる限り対応しますので、サービス提供責任者までご相談下さい。
- (2) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項に留意してください。
  - ① 訪問介護員(ヘルパー)は医療行為や年金等の金銭の取り扱いはしかねますのでご了承ください。(生活援助として行う買い物等の小額の取り扱いは可能です)
  - ② 訪問介護員(ヘルパー)は、介護保険制度上、利用者の介護や家事の準備等を行うこととされています。家族の方の食事の準備などの業務については介護保険外のサービスとなりますので、ご了承ください。

③ 訪問介護員(ヘルパー)に対する贈り物や飲食等のもてなしは必要ありません。

令和 年 月 日

訪問介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

< 事業者 >

住 所 福岡県飯塚市鹿毛馬 1668 番地 28

事業者名 一般社団法人ふくしやねっと

代表者名 織間 修

< 説明者 >

氏 名 \_\_\_\_\_

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護サービスについての重要事項の説明を受けました。

< 利用者 >

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

< 利用者代理人 (選任した場合) >

住 所 \_\_\_\_\_

代理人氏名 \_\_\_\_\_